小樽商科大学副専攻プログラム要項

(趣旨)

第1条 この要項は、小樽商科大学学則(以下「学則」という。)第20条の2規定に基づき、小樽商科大学が開設する副専攻プログラム(以下「副専攻プログラム」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 副専攻プログラムは、地域社会の諸課題をグローバルな視点から分析し、実際に解決できることを目的としており、所属する学科以外の専門分野の体系的な学習を促すとともに、その学習成果を認証する制度である。

(対象者)

第3条 副専攻プログラムに所属できる者は、本学商学部に在籍する2年次以上の学生(以下「本学学生」という。)とする。

(所属手続き)

第4条 本学学生が副専攻プログラムに所属するためには、2年次、3年次又は4年次の4月の指定された期日までに、「副専攻プログラム所属申請書」(別紙1)を学長に提出して承認を得なければならない。

(副専攻プログラムの種類及び名称)

- 第5条 副専攻プログラムは、以下に掲げるプログラムとする。
 - (1) 学科等提供型
 - ①経済学(経済学科)

経済学に関する基礎的な知識を得ることを目的とする。

②ビジネス法務(企業法学科)

ビジネス法務に関する基礎的な知識を得ることを目的とする。

③経営情報(社会情報学科)

経営情報学に関する基礎的な知識を得ることを目的とする。

なお、本学学生は、所属する学科が提供する副専攻プログラムに所属することはできない。

- (2) 学科等横断提供型 (1プログラム)
 - ①アカウンティング (商学科及び企業法学科)

会計に関する幅広い視野と問題解決能力、会計の理論に関する専門知識を学び、会計関連分野をより体系的に学ぶことを目的とする。

なお,本学学生は、学科の所属に関係なく、当該副専攻プログラムに所属することができる。

(科目及び単位数)

第6条 副専攻プログラムの授業科目及び履修方法等は、別表のとおりとする。

(修了要件)

第7条 本学学生が副専攻プログラムを修了するためには、小樽商科大学学則第40条または第41条 に定める卒業が認められ、かつ、次の表に定める所定の単位を修得しなければならない。

種類	科目群	単位数	
学科等提供型	グローカル教育科目群	1 0	
	学科科目群	2 0	
	合計	3 0	
学科等横断提供型	グローカル教育科目群	1 0	
	学科横断型科目群	2 0	
	合計	3 0	

2 本学学生は、第1項表中で示された科目群に属する授業科目において、「グローカル教育科目群」については8単位を、「学科科目群」又は「学科横断科目群」については16単位を卒業所要単位に含めることができる。

(修了認定)

- 第8条 学長は、副専攻プログラムの修了要件を充たした本学学生について、学部教授会の議を経て修 了を認定する。
- 2 前項の修了を認定された本学学生には、様式第1号の修了証書を交付する。
- 3 学長は、本学学生が副専攻プログラムを修了した場合、成績証明書に副専攻プログラムを修了した 旨記載するものとする。

(事務)

第9条 副専攻プログラムに関する事務は、教務課が行う。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、副専攻プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度本学学部入学生から適用する。

副専攻プログラム所属申請書						
	平成	年	月	日		
小樽商科大学長 殿						
学生番号						
所属学科						
	氏 名	00	00			
私は,以下の副専攻プログラムに所属したいので,承認願います。						
(所属を希望する副専攻プログラムの名称)						
□経済学						
□ビジネス法務						
□経営情報						
□アカウンティング						

様式第1号

第 号

小樽商科大学 副専攻プログラム 修了証書

氏 名 0000

上記の者は小樽商科大学副専攻プログラム (ullet ullet ullet) を修了したので、ここに証する

平成 年 月 日

小樽商科大学長 ○ ○ ○ ○